

須藤功議員に出席停止の懲罰

議員発議

◆発議4号 須藤功議員に対する懲罰の件

須藤功議員は、6月11日の本会議で「市議会のやり方おかしい」と発言をしたことから、議会を冒涇する発言ではないかと意見が出され、高橋孝内議長は議運委にその取り扱いを諮問しました。議運委では「不穏当な

発言と認めこれを削除の上、陳謝すべき」との結論に至りました。これを受け議長は本会議で発言を求めました。須藤議員は登壇して「決して議会を冒涇しておりませんが、そのように受け止められたのであれば、ここで陳謝をし、文言の削除をよろしく願います」と発言しましたが、左に示したとおり懲罰動

議が提出されました。懲罰特別委では「出席停止（定例会会期中）」との結論に至り、17日の本会議で懲罰が可決（賛成15、反対1。詳細は4ページを参照）。須藤議員は、議長から出席停止の懲罰を宣告され、直ちに退場させられました。

意見書

◆意見4号 東日本大震災被災者の医療・介護の負担免除を復活しよう求める意見書

生活再建がままならない東日本大震災の被災者にとって、国保と後期高齢者医療の医療費窓口負担、介護利用料の免除措置は命綱であり、年度末で打ち切られることは納得できないことから、国、県に免除措置の復活を求めるもの。

◆意見5号 非核三原則の早期法制化を求める意見書

日本は、唯一の被爆国として核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきである。被爆国日本として世界の諸国、諸国民の期待を踏まえ「非核三原則」の法制化を早期に決断することを国に求めるもの。

陳情

◆陳情3号 消費税増税に反対する意見書を求める陳情書

◎陳情者 消費税率引き

議員表彰

5月22日に開かれた全市議会議長会総会で、同会長から表彰されました。

◆特別表彰（議員在職25年） 沼田健一



表彰を受ける沼田健一議員（左）

須藤功議員に対する懲罰動議

平成25年6月11日の議案に係る討論の際の発言について、本日開催した議会運営委員会において不穏当発言であることからその発言を取り消した上、陳謝すべきであることを決したところである。この決定を受け、議長において発言を求めたが、須藤功議員は「先ほどの私の議会での発言の中で、岩沼市のやり方おかしいという発言が不穏当発言だという話がありまして、そして、議会を冒涇しているものだというふうに認識されました。私は、そのようには考えておりません。決して議会を冒涇しておりませんが、そのように受け止められたのであれば、ここで陳謝をし、文言の削除をよろしく願います」と述べられた。

岩沼市議会基本条例第7条では「議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務を自覚し、市民全体の代表としての責任と良心を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。」と規定されており、また、会議規則第142条では「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と規定されている。

須藤功議員の発言は、これらに規定されている品位をおろそかにした発言であると認識せざるを得ないものであるとともに、議長の議事運営並びに議会運営委員会の決定を冒涇するものである。また、議会の審議に混乱を生じさせたことからしても、誠意ある言動が望まれるところであった。

よって、地方自治法第135条第2項及び会議規則第151条第1項の規定により、須藤功議員に対し懲罰を要求するものである。